

大分県報

令和五年
号外（五一）
三月三十一日

（金曜日）

目次

公安委員会規則

- 大分県公安委員会事務委任規則の一部改正……………一
大分県公安委員会事務決裁規則の一部改正……………一
大分県公安委員会が管理する公文書の公開等に関する規則の一部改正……………二
大分県道路交通法施行細則の一部改正……………三
確認事務の委託の手續等に関する細則の一部改正……………八
警察本部告示

警察本部訓令

- 大分県警察本部長が管理する公文書の公開等に関する規程の一部改正……………八
大分県警察における処務に関する訓令の一部改正……………八
警察官の昇任試験等に関する規程の一部改正……………一〇
大分県警察当直規程の一部改正……………一〇
大分県警察公文書公開事務取扱規程の一部改正……………一一
警視等の昇任選考考查に関する規程の一部改正……………一二
事務職員等の昇任選考考查等に関する規程の一部改正……………一二
警察署当番規程の制定……………一二

○公安委員会規則

- 大分県公安委員会事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和5年3月31日
大分県公安委員会委員長 岩 本 光 生
大分県公安委員会規則第2号
大分県公安委員会事務委任規則の一部を改正する規則

大分県公安委員会事務委任規則（平成6年大分県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。
第2条中「同法」を「道交法」に、「歩行者」を「歩行者等」に改め、同条第9号中「第4条」を「第44条第1項」に改める。
第5条中「同法」を「暴対法」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

大分県公安委員会事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

大分県公安委員会委員長 岩 本 光 生

大分県公安委員会規則第3号

大分県公安委員会事務決裁規則の一部を改正する規則

大分県公安委員会事務決裁規則（平成13年大分県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表の警察法（昭和29年法律第162号）に規定する事務の部の第60条第1項の項中

- 一件の援助の要求及び援助が11人以下の警察職員に係るもので部隊を編成しないもの
- 犯罪捜査共助規則（昭和32年国家公安委員会規則第3号）第13条第1項に規定する専門捜査員に係るもの
- 広域緊急援助隊に係るもの

を

- 犯罪捜査共助規則（昭和32年国家公安委員会規則第3号）第13条第1項の規定による専門捜査員の派遣要求及び同条第2項の規定による専門捜査員の派遣に係るもの
- 10人以下の人員で、かつ、14日間以内の期間の援助要求又は援助に係るもの
- 警察災害派遣遺隊の即応部隊の援助要求又は援助に係るもの
- その他緊急を要する援助要求又は援助に係るもの

に改め、同部の第60条第2項の

項中

- 1 一件の援助の要求及び援助が11人以下の警察職員に係るもので部隊を編成しないもの
- 2 犯罪捜査共助規則第13条第1項に規定する専門捜査員に係るもの
- 3 広域緊急援助隊に係るもの

を

- 1 犯罪捜査共助規則第13条第1項の規定による専門捜査員の派遣要求及び同条第2項の規定による専門捜査員の派遣に係るもの
- 2 10人以下の人員で、かつ、14日間以内の期間の援助要求又は援助に係るもの
- 3 警察災害派遣隊の即応部隊の援助要求又は援助に係るもの
- 4 その他緊急を要する援助要求又は援助に係るもの

に改め、同表の道路交通法（昭

和35年法律第105号）に規定する事務の部の第4条第1項の項中「歩行者等横断禁止」を「歩行者等横断禁止」に改め、同部の第75条の2第3項において準用する第75条第4項の項の次に次のように加える。

第75条の12第1項	特定自動運行の許可
第75条の16第1項	特定自動運行計画の変更の許可
第75条の27第1項	特定自動運行の許可の取消し又は効力の停止

別表の道路交通法（昭和35年法律第105号）に規定する事務の部中

第107条の5第9項において準用する第103条第3項

処分移送通知書に基づく自動車等の運転禁止（第107条の5第1項に係るもの）にあつては、1年未満のものを除く。）

を

第107条の5第9項において準用する第103条第4項

処分移送通知書に基づく自動車等の運転禁止（第107条の5第1項に係るもの）にあつては、1年未満のものを除く。）

に改め、同表の都市再生特

別措置法（平成14年法律第22号）に規定する事務の部の次に次のように加える。

個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）に規定する事務

第82条第1項	保有個人情報の開示をする旨の決定並びにその旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関する事項の通知
第82条第2項	保有個人情報の開示をしない旨の決定及びその旨の通知
第93条第1項	保有個人情報の訂正をする旨の決定及びその旨の通知
第93条第2項	保有個人情報の訂正をしない旨の決定及びその旨の通知
第101条第1項	保有個人情報の利用停止をする旨の決定及びその旨の通知
第101条第2項	保有個人情報の利用停止をしない旨の決定及びその旨の通知
第105条第3項において準用する同条第1項	大分県情報公開・個人情報保護審査会への諮問

別表の大分県個人情報保護条例（平成13年大分県条例第45号）に規定する事務の部を削る。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

大分県公安委員会が管理する公文書の公開等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

大分県公安委員長 岩 本 光 生

大分県公安委員会規則第4号

大分県公安委員会が管理する公文書の公開等に関する規則の一部を改正する規則

大分県公安委員会が管理する公文書の公開等に関する規則（平成14年大分県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「方法」の次に「及び場所」を加える。
第5条第1項中「及び日時」を「、日時及び場所」に改める。
第7条第4項中「警察本部の窓口」を「県警情報室」に改める。

第1号様式中「住所」を「郵便番号 住所」に、「内容」を「件名又は内容」に、

「公開請求の理由又は利用目的」

公開の場所	<input type="checkbox"/> 県警情報室 <input type="checkbox"/> 送付
公開請求の理由又は利用目的	

め、同様式の注1中「記入し、（ ）内に必要事項を」を削り、同様式の注中3を削り、2を4とし、1の次に次のように加える。

2 電磁的記録については、技術的な事情により希望した方法による公開を実施することができないことがあります。

3 写しの交付により公開の実施を受ける場合は、当該写しの作成の費用（写しの送付を希望する場合の当該送付の費用を含む。）を負担していただきます。

第2号様式中

事務事業担当課	電話番号（ ） - 内線
---------	--------------

公開の場所	電話番号（ ） - 内線
事務事業担当課	電話番号（ ） - 内線

め、同様式の注中1を削り、2を1とし、3を2とする。

第3号様式中

公文書の一部を公開しない理由	
----------------	--

公開の場所	電話番号（ ） - 内線
公文書の一部を公開しない理由	

め、同様式の注中3を削り、4を3とし、5を4とし、6を5とする。

第4号様式から第6号様式まで及び第10号様式中「件名」の次に「又は内容」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 この規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 旧様式による用紙については、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

大分県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

大分県公安委員長 岩 本 光 生

大分県公安委員会規則第7号

大分県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

大分県道路交通法施行細則（昭和51年大分県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

目次中「第2章 交通規制等（第2条—第8条の3）」を「第2章 交通規制等（第2条—第8条の3）」に、「第5章 安全運転管理者等の選任届出等（第5章 安全運転管理者等の選任届出等）」を「第5章 安全運転管理者等の選任届出等（第5章 安全運転管理者等の選任届出等）」に改める。

（第15条—第18条）」を「第5章の2 特定自動運行の許可に関する意見聴取等（第18条—第18条の4）」に改める。

第2章の次に次の1章を加える。

令和五年三月三十一日

大分県報号外（公安委規則）

第2章の2 遠隔操作型小型車の使用者に対する指示

第8条の4 法第15条の6の規定による遠隔操作型小型車の使用者に対する指示は、遠隔操作型小型車の通行に関する指示書（第8号様式の2）を交付して行うものとする。第17条の次に次の章名を付する。

第5章の2 特定自動運行の許可に関する意見聴取等
第18条を次のように改める。

（国土交通大臣等に対する意見聴取）

第18条 法第75条の13第2項の規定による国土交通大臣等又は市町村長に対する意見の聴取は、特定自動運行の許可に関する意見聴取書（甲）（第15号様式の2）により行うものとする。第6章の前に次の3条を加える。

（知事等に対する意見聴取）

第18条の2 施行規則第9条の22の規定による知事、道路管理者等に対する意見の聴取は、特定自動運行の許可に関する意見聴取書（乙）（第15号様式の3）により行うものとする。

（特定自動運行実施者に対する指示）

第18条の3 法第75条の26第1項の規定による特定自動運行実施者に対する指示は、特定自動運行に関する指示書（第15号様式の4）を交付して行うものとする。

（行政庁に対する意見の聴取）

第18条の4 法第75条の26第2項（法第75条の27第2項において準用する場合を含む。）の規定による行政庁に対する意見の聴取は、特定自動運行に係る行政処分に関する意見聴取書（第15号様式の5）により行うものとする。

別表第2の一般国道387号の項中

「**玖珠郡玖珠町大字帆足字瀬戸2110番7から玖珠郡玖珠町大字塚脇字六十六間649番4まで**を

「**玖珠郡玖珠町大字帆足字瀬戸2110番7から玖珠郡玖珠町大字塚脇字六十六間649番4まで**
玖珠郡九重町大字引治字原田583番6から玖珠郡九重町大字菅原字駄原555番5まで

に改め、同表の県道別府

一の宮線の項の次に次のように加える。

県道天瀬阿蘇線	日田市上津江町上野田1099番5地先から日田市上津江町上野田字尾ノ嶽1108番4まで
---------	--

別表第2の県道大分臼杵線の項中

「**大分市大字三芳字九反田606番3から大分市六坊北町4301番5まで**を

大分市大字三芳字九反田606番3から大分市六坊北町4301番5まで	大分市上野町2997番2地先から大分市大字下郡字丁畑3153番16まで
-----------------------------------	-------------------------------------

に改め、同表の県道円座

中津線の項の次に次のように加える。

県道右田引治線	玖珠郡九重町大字右田字谷尻1894番2地先から玖珠郡九重町大字引治字原田583番4まで
---------	---

別表第2の日田市道大原通り線の項の次に次のように加える。

日田市道尾ノ岳酒呑童子線	日田市上津江町上野田1108番6地先から日田市上津江町上野田1112番164地先まで
--------------	--

第8号様式の次に次の1様式を加える。

第8号様式の2 (第8条の4関係)

遠隔操作型小型車の通行に関する指示書 年 月 日 殿 大分県公安委員会 印 道路交通法第15条の6の規定により、次のとおり指示します。	
住 所	
氏名又は名称	
届出番号等	
指示事項	
指示の理由	

第15号様式の次に次の4様式を加える。

令和五年三月三十一日

大分県報号外(公安委規則)

第15号様式の2（第18条関係）

<p>特定自動運行の許可に関する意見聴取書（甲）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: right;">大分県公安委員会 回</p> <p>年 月 日付で、別添のとおり道路交通法第75条の12第1項の規定による特定自動運行の許可の申請があったので、同法第75条の13第2項の規定に基づき、関係書類を添えて意見を聴取します。</p> <p>つきましては、年 月 日までに文書をもって回答願います。</p> <p>1 申請者の氏名又は名称</p> <p>2 意見聴取の内容</p>	<p>取報者の氏名及び連絡先</p>
--	--------------------

第15号様式の3（第18条の2関係）

<p>特定自動運行の許可に関する意見聴取書（乙）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: right;">大分県公安委員会 回</p> <p>年 月 日付で、別添のとおり道路交通法第75条の12第1項の規定による特定自動運行の許可の申請があったので、道路交通法施行規則第9条の22の規定に基づき、関係書類を添えて意見を聴取します。</p> <p>意見がある場合は、年 月 日までに文書をもって回答願います。なお、期日までに回答がない場合には、本意見聴取に対し意見がないものとして取り扱います。</p> <p>1 申請者の氏名又は名称</p> <p>2 意見聴取の内容</p>	<p>取報者の氏名及び連絡先</p>
--	--------------------

第15号様式の4 (第18条の3関係)

特定自動車運行に関する指示書 年 月 日 殿 大分県公安委員会 印 道路交通法第75条の26第1項の規定により、次のとおり指示します。	
住 所	
氏名又は名称	
許可証番号	
指 示 事 項	
指示の理由	

第15号様式の5 (第18条の4関係)

特定自動車運行に係る行政処分に関する意見聴取書 年 月 日 殿 大分県公安委員会 印	
道路交通法 第75条の26第1項 の規定により、別添のとおり、 第75条の27第1項 を行うことを予定しているところ、同法 第75条の26第2項 第75条の27第2項 において 準用する同法第75条の26第2項 の規定に基づき、意見を聴取します。 意見がある場合は、 年 月 日までに文書をもって回答願います。 なお、期日までに回答がない場合には、本意見聴取に対し意見がないものとして取り扱います。	
1	特定自動車運行実施者の氏名又は名称
2	意見聴取の内容
取扱者の氏名及び連絡先	

附 則
この規則は、令和5年4月1日から施行する。

確認事務の委託の手続等に関する細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

大分県公安委員会委員長 岩 本 光 生

大分県公安委員会規則第8号

確認事務の委託の手続等に関する細則の一部を改正する規則

確認事務の委託の手続等に関する細則（平成18年大分県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第4号様式、第7号様式（裏）及び第13号様式中「第119条の2の2第2項」を「第119条の2の4第2項」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

○警察本部告示

大分県警察本部告示第16号

大分県警察本部長が管理する公文書の公開等に関する規程（平成14年大分県警察本部告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

大分県警察本部長 種 田 英 明

第8条第4項中「警察本部の窓口」を「県警情報室」に改める。

第1号様式中「住所」を「郵便番号」「住所」に、「内容」を「件名又は内容」に、 警察本部窓口 県警情報室 警察署窓口（署） 警察本部窓口（署） 送付 送付

1の次に次のように加える。

2 電磁的記録については、技術的な事情により希望した方法による公開を実施することができないことがあります。

3 写しの交付により公開の実施を受ける場合は、当該写しの作成の費用（写しの送付を

希望する場合の当該送付の費用を含む。）を負担していただきます。
第4号様式から第6号様式まで及び第10号様式中「件名」の次に「又は内容」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公示の日から施行する。
（経過措置）

2 この告示による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

3 旧様式による用紙については、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

○警察本部訓令

大分県警察本部訓令第10号

警察本部
警察学校
警察署

大分県警察における処務に関する訓令（昭和46年大分県警察本部訓令第12号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

大分県警察本部長 種 田 英 明

目次中「一第33条の7」を削り、「第7章 庁舎等の改築等（第63条―第67条）」を

「第7章 庁舎等の増築等（第63条―第67条）」に改める。

第8章 雑則（第68条）に改める。

第9条の2第2項を削る。

第16条中「当直員」の次に「（署にあつては、当番員。以下同じ。）」を加える。

第18条を次のように改める。

（住所）

第18条 警察官は、勤務公署の所在地を管轄する署の管轄区域（本部の課（その庁舎が大分市に所在する本部の課に限る。）及び学校にあつては、大分市。以下この条において同じ。）に居住するものとする。ただし、別に定めるところにより所属長（所属長以上の職にある警察官にあつては、警務部警務課長を経由して本部長）の承認を受けた場合は、この限りでない。

第9号様式及び第10号様式を削る。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

大分県警察本部訓令第12号

警察本部
警察学校
警察署

警察官の昇任試験等に関する規程(平成4年大分県警察本部訓令第14号)の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

大分県警察本部長 種田 英明
第3条第1号中「第15条」を「第15条第1項」に改め、「、別表の」を削り、「のうち」を「の判定の結果が」に、「に該当する」を「の」に改める。

第6条第3項中「及び警務課長」を「、警務部参事監及び警務部警務課長」に改める。
第8条中「警務課人事係」を「警務部警務課人事係」に改める。

第15条第1項第5号中「千葉県警察」を「沖縄県警察」に、「成田国際空港警備隊」を「国境離島警備隊」に改める。

第16条第1項第6号中「機動隊」を「警備部機動隊」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

大分県警察本部訓令第14号

警察本部
警察学校
警察署

大分県警察当直規程(平成9年大分県警察本部訓令甲第10号)の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

大分県警察本部長 種田 英明
第1条中「警察学校及び警察署」を「及び警察学校」に改め、「(職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例施行規程(平成7年大分県警察本部訓令甲第16号)第23条第1項に

規定する勤務をいう。以下同じ。)」を削り、同条の次に次の1条を加える。

(定義)

第1条の2 この規程において「当直」とは、執務時間(休日(大分県の休日を定める条例(平成元年大分県条例第21号)第1条第1項に規定する県の休日をいう。)を除く日の午前9時から午後5時45分まで(交通部運転免許課及び警察学校にあっては、午前8時30分から午後5時15分まで)の時間をいう。)以外の時間(以下「当直の勤務時間」という。)において、第4条第1項に規定する業務に従事する勤務をいう。

第2条第1項中「警察学校及び警察署」を「及び警察学校」に改め、同条第2項中「(以下「警務課長」という。)」を削る。

第4条第1項中「警察学校及び警察署」を「及び警察学校」に改め、同項の表を次のように改める。

当直の種類	当直場所	主管当直管理者	当直の業務	当直対象者
警察本部総合当直	県庁舎本館内(県警当直室)	警務課長	文書の收受、電話の応対、庁舎管理、非常事態発生時の措置その他警務課長が定める業務	当直管理者があらかじめ指定する警察本部の職員
照会センター当直	県庁舎新館内(照会センター)	情報管理課長	照会業務その他情報管理課長が定める業務	
留置管理課当直	警察本部留置管理センター内	留置管理課長	文書の收受、電話の応対、庁舎管理、非常事態発生時の措置その他留置管理課長が定める業務	留置管理課の職員及び当直管理者があらかじめ指定する職員
鑑識科学センター当直	鑑識科学センター内	鑑識課長	警察本部留置施設における補助業務	鑑識課の職員及び科学捜査研究所の職員
		科学捜査研究所	科学捜査研究所長が	

		長	定める業務	
		刑事企画課長	刑事企画課長が定める業務	
交通管制センター当直	大分中央警察署内(管制センター)	交通規制課長	交通管制に関する業務その他交通規制課長が定める業務	交通規制課の職員及び当直管理者があらかじめ指定する職員
運転免許センター当直	大分県運転免許センター内	運転免許課長	文書の收受、電話の応対、庁舎管理、非常事態発生時の措置、運転免許照会その他運転免許課長が定める業務	運転免許課の職員及び交通機動隊の職員
		交通機動隊長	交通機動隊長が定める業務	
航空隊当直	航空隊庁舎内	警備運用課長	文書の收受、電話の応対、庁舎管理、非常事態発生時の措置その他警備運用課長が定める業務	警備運用課の職員及び当直管理者があらかじめ指定する職員
機動隊当直	機動隊庁舎内	機動隊長	文書の收受、電話の応対、庁舎管理、非常事態発生時の措置その他機動隊長が定める業務	機動隊の職員
警察学校当直	警察学校庁舎内	警察学校校長	文書の收受、電話の応対、警察学校及び拳銃射撃場の庁舎管理、非常事態発生時の措置その他警察学校長が定める業務	警察学校の職員及び当直管理者があらかじめ指定する職員

第4条第2項第1号中「副隊長及び副署長」を「及び副隊長」に改め、同項第2号中「規定により」を「規定による」に、「をA又はBに判定された」を「の判定の結果が、A又はBの」に改め、同項第3号中「第7章」を「(平成7年大分県警察本部訓令甲第16号。以下「休日休暇等規程」という。)第7章」に改め、同項第4号及び第5号を削り、同項第

6号中「前各号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同条第3項中「運転免許センター当直にあつては主管当直管理者のうち運転免許課長、鑑識科学センター当直にあつては主管当直管理者のうち鑑識課長」を「鑑識科学センター当直にあつては主管当直管理者のうち鑑識課長、運転免許センター当直にあつては主管当直管理者のうち運転免許課長」に、「前項各号に掲げる職員(第2号)を「当直対象者以外の職員(前項第2号及び第3号)に改める。

第8条の見出しを「(宿日直勤務の時間)」に改め、同条第1項中「は、職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例施行規程」を「のうち、休日休暇等規程第23条第1項に規定する宿日直勤務の時間は、休日休暇等規程」に、「当直勤務」を「当直」に、「場合は、」を「場合は」に改め、同条第2項中「当直の勤務時間中」を「宿日直勤務の時間帯」に改める。

第9条第1項中「第4条」を「第4条第1項」に改め、同条第2項中「当直中」を「当直」に、「当直業務」を「当直の業務」に改め、「なお」を削る。
 第10条中「備え付」を「備え付け」に改める。
 第1号様式に備考として次のように加える。
 備考 必要に応じて、所要の項目を追加等して使用すること。

附 則
 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

大分県警察本部訓令第15号

警察本部
 警察学校
 警察署

大分県警察公文書公開事務取扱規程(平成14年大分県警察本部訓令甲第18号)の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

大分県警察本部長 種田 英明

第6条第2項中「、副所長、副隊長、副校長等」を「(次席の職務に準ずる職を含む。)」に改め、同条第3項中「これに相当する職にある者を含む。)、校長補佐又は科長補佐(これらを置かない場合は、所属長が指定する職員)」を「課長補佐の職務に準ずる職を含む。)」に改め、「隊長並びに」を削る。

第7条第3項第1号中「又は」及び「若しくは」を削り、「を直接面談させるなど」を

「の面談等」に改め、「請求に係る」を削り、「内容等について」を「内容等を」に改め、同項第2号中「直接」を削り、同条第5項中「郵送」の次に「、フアクシミリにより送信する方法、インターネットによる電子申請」を加え、同条第6項第4号中「公文書の」の次に「件名又は」を加え、同項第7号中「（規程第2条第1項の請求書に限る。）」を削る。
 第16条中「及び電磁的記録目録（第4号様式）」を削る。
 第3号様式中「事務名」を「係名」に、「廃棄予定年（度）」を「廃棄予定年月」に改める。
 第4号様式を削る。

附 則

この訓令は、令和5年3月31日から施行する。

大分県警察本部訓令第16号

警察本部
警察学校
警察署

警視等の昇任選考考査に関する規程（平成17年大分県警察本部訓令甲第10号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

大分県警察本部長 種田 英明

第2条第1号中「第15条」を「第15条第1項」に改め、「、別表の」を削り、「のうち」を「の判定の結果が」に、「に該当する」を「の」に改める。
 第4条第3項中「及び警務課長」を「、警務部参事監及び警務部警務課長」に改める。
 第9条中「課題論文及び演習論文」を「演習論文（試験会場において示された課題について作成する論文をいう。）」に改め、同条各号を削る。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

大分県警察本部訓令第18号

警察本部
警察学校
警察署

事務職員等の昇任選考考査等に関する規程（平成28年大分県警察本部訓令第12号）の一部

を次のように改正する。

令和5年3月31日

大分県警察本部長 種田 英明

第2条第1号中「第15条に規定する」を「第15条第1項の規定による」に、「うち」を「判定の結果が」に、「に該当する」を「の」に改める。
 第4条第3項中「警察学校長」の次に「、警務部参事監」を加える。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

大分県警察本部訓令第19号

警察本部
警察署

警察署当番規程を次のように定める。

令和5年3月31日

大分県警察本部長 種田 英明

警察署当番規程

（趣旨）

第1条 この規程は、警察署における当番に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において「当番」とは、第9条に規定する時間帯において、第10条第1項に規定する業務に従事する勤務をいう。

（当番管理者）

第3条 警察署における当番に関する事務を管理させるため、当番管理者を置く。

2 当番管理者は、警務部警務課長をもって充てる。

3 当番管理者は、当番対象者に関する事務その他当番に関する事務を行う。

（警察署長の事務）

第4条 警察署長（以下「署長」という。）は、当番に係る次に掲げる事務を行う。

- (1) 当番室及びこれに附属する設備に関すること。
 - (2) 当番に備え付ける物品及び簿冊に関すること。
 - (3) 当番員の服務に関すること。
 - (4) 当番員の割当てに関すること。
- （当番対象者）

第5条 当番対象者は、警察署の警部以下の階級にある警察官とする。ただし、警察署の体制等を踏まえ、署長が必要と認めるときは、行政職群の係長級以下の職員を当番対象者に指定することができる。

2 前項の当番対象者は、次に掲げる職員を除いた職員とする。

- (1) 副署長の職にある職員
- (2) 大分県警察職員安全衛生管理に関する訓令（昭和60年大分県警察本部訓令第25号）第15条第1項の規定による健康管理指導区分の判定の結果が、A又はBの職員その他心身の故障により当番を行うことに支障があり、又はこれに堪えられない職員
- (3) 職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例施行規程（平成7年大分県警察本部訓令第16号。以下「休日休暇等規程」という。）第7章に定めるところにより育児又は介護を行うため、深夜勤務の制限を受けている職員
- (4) 前3号に掲げる職員のほか、当番管理者が認めた職員

3 当番管理者は、署長から当番対象者以外の職員（前項第2号及び第3号に掲げる職員を除く。）を当番対象者としていた旨の申出があつた場合において、特に必要があると認めるときは、当該職員を随時に当番対象者として行うことができる。

（当番員の人数）

第6条 当番ごとの当番員の人数は、署長が定める。

（当番の命令及び命令変更）

第7条 署長は、当番対象者のうちから当番員の割当てを行い、毎月20日までに翌月の当番の命令を当番勤務命令表（第1号様式）により行うものとする。

2 署長は、当番を命じた職員について、公務のため必要があると認める場合又は当該職員から出張、疾病その他の理由により当番をすることができない旨の申出を受けた場合は、当該職員の当番の命令を変更することができる。この場合において、当該変更は、週休日の振替・勤務時間の変更簿（休日休暇等規程第8号様式）により行うものとする。

（当番員の勤務時間と休憩時間の振替）

第8条 署長は、当番員が休日休暇等規程第20条第1項の規定により割り振られた勤務時間以外の時間（以下「休憩時間」という。）に勤務したときは、当該当番員に対し、休憩時間とそれ以後の勤務時間の振替を命ずることができる。この場合において、当該振替は、当番員勤務時間振替簿（第2号様式）により行うものとする。

2 前項の規定による勤務時間の振替は、次の表の左欄に掲げる時間帯に応じ、それぞれ右欄に掲げる時間帯の範囲内で行うものとする。

休憩時間に勤務した時間帯	振替できる時間帯
午前9時から午後10時まで	当該勤務を終了した時間から午後10時まで
午後10時から翌日の午前5時まで	当該勤務を終了した時間から午前5時まで
午前5時から午前9時まで	当該勤務を終了した時間から午前9時まで

3 第1項の規定による勤務時間の振替は、当番を開始する日又はその翌日か、職員の給与に関する条例（昭和32年大分県条例第39号）第17条の休日勤務手当の支給対象となる日（以下「休日手当支給対象日」という。）であるときは、これを行うことができない。ただし、その両日が休日手当支給対象日であるときは、この限りでない。

（当番体制の時間帯）

第9条 当番体制の時間帯（当番員がその業務に従事しなければならない時間帯をいう。以下「当番時間帯」という。）は、当番を開始する日か、休日（大分県の休日を定める条例（平成元年大分県条例第21号）第1条第1項に規定する県の休日という。以下同じ。）以外の日にあつては午後5時45分から翌日の午前9時まで、休日にあつては午前9時から翌日の午前9時までとする。

（当番員の任務）

第10条 当番員は、署長が定めるところにより、当番時間帯に認知した事件、事故その他の警察事象の処理に当たるときは、警察署の運営に関し必要な業務を処理する。

2 署長は、管内の治安情勢その他の事情を踏まえ、必要と認めるときは、当番時間帯以外の時間に当番の業務を処理させることができる。

3 当番員は、当番の時間が終了した場合であつても、当番の業務が完了しないとき、又は当番の業務の引継ぎが完了しないときは、引き続き当番を行わなければならない。

4 当番員は、当番終了後、当番中に取り扱った事項の概要を当番日誌に記載し、署長に報告しなければならない。

（備付簿冊）

第11条 当番には、当番日誌その他の署長が定める簿冊を備え付けるものとする。

（委任）

第12条 この規程に定めるもののほか、当番に関し必要な事項は、当番管理者が定める。

2 各警察署における当番に関し必要な事項は、当番管理者の承認を受けて署長が定める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

第1号様式（第7条関係）

当番勤務命令表

月分	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名
1 ()	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名
2 ()	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名
3 ()	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名
4 ()	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名
5 ()	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名
6 ()	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名
7 ()	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名
8 ()	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名
9 ()	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名
10 ()	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名
11 ()	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名
12 ()	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名
13 ()	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名
14 ()	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名
15 ()	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名
16 ()	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名
17 ()	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名
18 ()	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名
19 ()	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名
20 ()	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名
21 ()	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名
22 ()	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名
23 ()	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名
24 ()	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名
25 ()	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名
26 ()	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名
27 ()	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名
28 ()	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名
29 ()	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名
30 ()	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名
31 ()	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名

備考 必要に応じて、所要の項目を追加等して使用すること。

第2号様式（第8条関係）

当番員勤務時間振替簿

年 月 日

署長

当番員氏名	勤務区分	時間割振り		変更事項
		年月日	時間割振り	
	①	月 日	～	休憩→勤務
		月 日	～	勤務→休憩
		月 日	～	休憩→勤務
		月 日	～	勤務→休憩
		月 日	～	休憩→勤務
	②	月 日	～	勤務→休憩
		月 日	～	休憩→勤務
		月 日	～	勤務→休憩
		月 日	～	休憩→勤務
		月 日	～	勤務→休憩
	③	月 日	～	休憩→勤務
		月 日	～	勤務→休憩
		月 日	～	休憩→勤務
		月 日	～	勤務→休憩
		月 日	～	休憩→勤務
	④	月 日	～	勤務→休憩
		月 日	～	休憩→勤務
		月 日	～	勤務→休憩
		月 日	～	休憩→勤務
		月 日	～	勤務→休憩
	⑤	月 日	～	休憩→勤務
		月 日	～	勤務→休憩
		月 日	～	休憩→勤務
		月 日	～	勤務→休憩
		月 日	～	休憩→勤務

備考 必要に応じて、所要の項目を追加等して使用すること。